



# 2025年度 4 月利用開始 放課後かまくらっ子たまなわ

## 放課後子どもひろばの参加手続きについて

「放課後子どもひろば」は、放課後の子ども達に安心・安全な居場所を提供することを目的とした施設です。放課後子どもひろばに参加すると、小学校から直接来所し、施設のプレイルームや図書スペースのほか、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、様々な活動体験(プログラム)に参加することができます。なお、放課後子どもひろばに参加するには、事前の利用登録の手続きが必要になります。

### 1 放課後子どもひろばの利用について

(1) 利用資格(次のいずれかに該当することが必要です。)

ア 当該小学校の1年生～6年生

イ 当該小学校区に居住している1年生～6年生

(玉縄小学校に通学している児童は、放課後子どもひろばたまなわに参加可能。玉縄小学校区に居住し、私立小に通学している児童は、放課後子どもひろばたまなわに参加可能。)

**\*子どもの家に入所している場合は、放課後子どもひろばへの利用登録は不要です。**

(2) 利用時間

月曜～金曜 (通常期)	放課後～午後5時(10月～3月:午後4時30分)
月曜～金曜 (学校休校日)	午前8時30分～午後5時(10月～3月:午後4時30分)
土曜日	午前8時30分～午後5時(10月～3月:午後4時30分) ※学校の校庭・体育館利用、プログラムはお休みです。

\*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

\*インフルエンザ等による学級閉鎖の対象になった学級のお子様は利用できません。

(「4. 子どもの家臨時利用の申請について」を併せてご覧ください。)

\*気象警報等が発令された際には、閉所又は利用時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全確保のため、保護者にお迎えのお願いや、早めの帰宅を促す場合があります。

\*学校開校日は、学校から直接来所することとし、一度帰宅してからの利用はできません。

\*放課後子どもひろばへの参加中(土曜日も含む)は、自由な外出はできません。

(3) 休所日

ア 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

イ 小学校の臨時休校時(学校開校期間中)

ウ 台風等による警報発令時(長期休暇期間中)

(4) 利用料金

利用料金は無料ですが、保険料(年度間500円)を事前にお支払いください。また、参加するプログラムによっては実費を徴収します。

### 2 利用登録申請手続き (※子どもの家の入所児童は手続き不要です。)

(1) 利用登録申請の受付について \*年度毎に申請が必要です。

次の表のとおり申請書類を提出してください。(郵送不可)

申請受付期間	申請場所・受付時間
利用開始希望日の 10 営業日 (平日)前まで (例)2025年4月1日申請の 場合、利用開始日は4月12 日からになります。	放課後かまくらっ子たまなわ 日曜・祝日を除く 平日:午前10時～12時、土曜日:午前9時30分～午後5時

## (2) 利用登録申請に必要な書類について

放課後かまくらっ子たまなわホームページから入手することができます。必要書類の記載方法等の詳細については、青少年課ホームページに記載しておりますのでご確認ください。

ア 放課後子どもひろば利用登録申請書

イ 児童健康調査票

\*必要に応じて、事前に聞き取りをお願いする場合があります。

## 3 保険料のお支払い方法について（保険料は、年度間500円です。）

利用登録申請をした後に、申請結果通知をお送りします。その後、施設にて保険料のお支払いと引き換えに「参加カード」をお渡しします。お支払いはご利用の始期より前に保護者の方がお支払いをお願いします。

## 4 子どもの家臨時利用の申請について

台風による小学校の臨時休校時や、インフルエンザなどによる学級閉鎖の対象クラスのお子様は、子どもひろばをご利用いただけません。ただし、子どもの家の利用資格を満たしている場合は、子どもの家の臨時利用ができます。(保護者の都合による臨時利用はできません。)

ご利用をご希望の場合、直接施設に申請してください。

(1) 臨時利用ができる条件…子どもの家利用資格を満たしていること

(2) 申請書類等…子どもの家入所申請書類(詳細は臨時利用の案内をご確認ください)



## 5 放課後子どもひろばでの事故等への対応について

放課後子どもひろばでは、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、放課後子どもひろば参加中や、来所または帰宅途中にお子様けがをして病院へ行った場合は、「3 保険料のお支払いについて」のとおり加入する保険にて、見舞金支給の対象となる場合がありますので、放課後子どもひろば職員にその旨を連絡してください。

## 6 放課後子どもひろばの登録をやめる場合

利用登録後、申請した利用登録期間より前に登録廃止される場合は、『放課後子どもひろば利用登録廃止届』のご提出が必要です。廃止日の1週間前までにご利用の放課後子どもひろばへ提出してください。

\*利用登録期間の末日まで利用される場合は、提出の必要はありません。

\*廃止日をさかのぼって提出することはできません。

\*保険料の還付はありません。

## 7 利用方法について

(1) ご利用時には必ず「参加カード」をお子様を持たせてください。また、「参加カード」には保護者による押印またはサインをお願いします。なお、「参加カード」に保護者の押印またはサインがない場合、ご利用をご遠慮いただく場合があります。

(2) アフタースクールへの来所時に、お子さまご自身で「参加カード」を持参し受付(入室の記録申請)をします。受付をすることで、入室時間を予め保護者にご登録いただくメールアドレスに送信します。

(3) アフタースクールでは、30分毎に一齐帰宅を行います。入室時間と同様に、お子さまご自身で退室時間の申請を行い、メールが送信されます。(任意の時間に個別に帰宅することも可能です。その場合、アフタースクールでは時間の管理は行いません。)

(4) 学校休校日等については、お昼のお弁当を持参し食べるすることができます。(おやつを提供はありません。)

## 8 入退室管理システムについて

アフタースクールでは、入退室管理システムにて、お子様の入退室時間の管理を行うとともに、予め保護者にご登録いただくメールアドレスに、お子様の入退室時間を送信します。

### (1) メールアドレス登録について

申請後、利用登録書がお手元に届きましたらお手続きをお願いします。手続き方法については、利用登録書に同封してお送りいたします。

### (2) その他

ア システムの都合上、旧漢字・機種依存文字は登録できませんので、ご了承ください。

イ システムは無料でご利用いただけますが、通信に係る費用は利用者のご負担となります。

ウ システムからお送りするメールには、返信できませんのでご了承ください。

## 9 「放課後かまくらっ子」(放課後子ども総合プラン)について

すべての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる事業として、「アフタースクール(子どもひろば)」と「学童保育(子どもの家)」を一体的に実施するもので、国が示している「放課後子ども総合プラン」の鎌倉版です。

## 10 その他

(1) 住所・電話番号、家庭の状況等に変更があった場合、『放課後子どもひろば利用登録児童住所等変更届』を放課後子どもひろばへ提出してください。

(2) 別途、来所予定や連絡先のご提出をお願いする場合があります。

## 11 放課後子どもひろば一覧

施設名	所在地	電話&FAX	小学校区(※1)	指定管理
放課後子どもひろばにかいどう	二階堂 912-1	23-7532	第二小学校区	○
放課後子どもひろばいなむらがさき	極楽寺 3-2-3(小学校教室内)	24-8354	稲村ヶ崎小学校区	○
放課後子どもひろばだいいち	由比ガ浜 2-9-13	25-1481	第一小学校区	○
放課後子どもひろばおなり	御成町 18-35(市役所敷地内)	24-1822	御成小学校区	○
放課後子どもひろばしちりがはま	七里ガ浜東 5-3-3	33-2233	七里ガ浜小学校区	○
放課後子どもひろばこしごえ	腰越 5-2-10	31-0179	腰越小学校区	○
放課後子どもひろばにしかまくら	津 1069(小学校敷地内)	31-3010	西鎌倉小学校区	○
放課後子どもひろばふかさわ	梶原 1-11-1(小学校敷地内)	47-1418	深沢小学校区	○
放課後子どもひろばふじづか	寺分 418-10	46-5357	富士塚小学校区	○
放課後子どもひろばやまさき	山崎 2456-1	43-0454	山崎小学校区	○
放課後子どもひろばおおふな	大船 2-10-3	44-1490	大船小学校区	○
放課後子どもひろばおさか	大船 2135	44-6070	小坂小学校区	○
放課後子どもひろばまいずみ	今泉 2-13-1(小学校敷地内)	43-5270	今泉小学校区	○

放課後子どもひろばたまなわ	玉縄 1-860(小学校敷地内)	47-1293	玉縄小学校区	○
放課後子どもひろばうえき	植木 66-6(植木1)	47-4011	植木小学校区	○
放課後子どもひろばせきや	関谷 468-1(小学校敷地内)	44-5462	関谷小学校区	○

※1 私立・国立小学校に通学の場合は、居住地の施設が対象です。

### 《問い合わせ先》

小学校へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

放課後子どもひろばたまなわ・たまなわ子どもの家「うさぎ」  
〒247-0071 鎌倉市玉縄 1-860  
電話&FAX 0467(47)1293



☆かまくらっ子たまなわホームページ

☆公式X  
ぜひフォローください



株式会社 明日香 (指定管理者)  
〒112-0002 東京都文京区小石川 5-2-2 明日香ビル 3階  
電話 03-6912-0015

